

「船員保険制度に関する懇談会」について

1. 趣旨

船員保険制度に関する時々の課題に対して議論を行うため、労使関係者及び有識者の参加を得て、「船員保険制度に関する懇談会」を開催する。

2. 運営

- (1) 懇談会は、船員保険制度をめぐる課題について検討を行う。
- (2) 懇談会は、厚生労働省保険局長（以下「保険局長」という。）の懇談会として開催する。
- (3) 懇談会の構成員は、別紙1に掲げる者とする。ただし、保険局長は、必要に応じ、構成員以外の関係者の出席を求めることができることとする。
- (4) 懇談会は、特に非公開とする旨の申し合わせを行った場合を除き、公開とする。
- (5) 懇談会の庶務は、厚生労働省保険局保険課において行う。